

次ページにございます入場料減免申請書をダウンロード頂き、記載し下記【送り先】まで、FAXまたはメールでお送りください。

○唐津城条例施行規則

(入場料及び使用料の減免基準)

第4条 条例第6条第3項の規定による入場料及び使用料の減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教育計画に基づき常設展示を観覧する市内の小中学校の児童又は生徒及びこれらの引率者 全額
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき 市長が定める額

※上記以外の許可申請に関しましては直接お電話・メール・FAXにてご確認お願い致します。

【送り先・連絡先】

唐津城関連施設マネジメント共同事業体

[TEL:0955-72-5697](tel:0955-72-5697) FAX:0955-72-5716

MAIL:[karatsujo@or.knt.co.jp](mailto:karatsujo@or.knt.co.jp)

<p>唐津城入場料等減免申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>唐津城 館長 様</p> <p>申請者 住 所 氏 名</p> <p>唐津城入場料等を減免くださるよう次のとおり申請します。</p>	
利 用 の 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 から 時 まで
利 用 区 分	唐津城天守閣
利 用 人 員	人
減免を必要とする理由 (できるだけ詳しく書いてください。)	
団 体 名 備 考	